

平成28年10月1日から

バイスタンダー補償制度 がスタート！！

・バイスタンダーってなに？

救急現場に居合わせた人をいいます。

・これはどういう補償制度？

応急手当等を実施したことによる感染症の疑いがある場合、医療機関で受けた感染検査費用に対して見舞金（一律25,000円）を支給する制度です。



～制度の流れ～

- ① 弘前地区消防事務組合管内で、応急手当を実施して救急業務に協力した。
 - ② その応急手当の実施により、感染症を患った疑いがある。
 - ③ 感染の有無を医療機関で検査した。
 - ④ 見舞金の請求書類を消防本部へ提出する。
 - ⑤ 請求する方が指定する口座へ見舞金が振り込まれます。（※）
- ※ 当事務組合が下記を客観的に判断できる場合に見舞金を支給します。

「バイスタンダーが応急手当を実施した事実」

「応急手当の実施に伴い感染症にり患した疑いがあること」

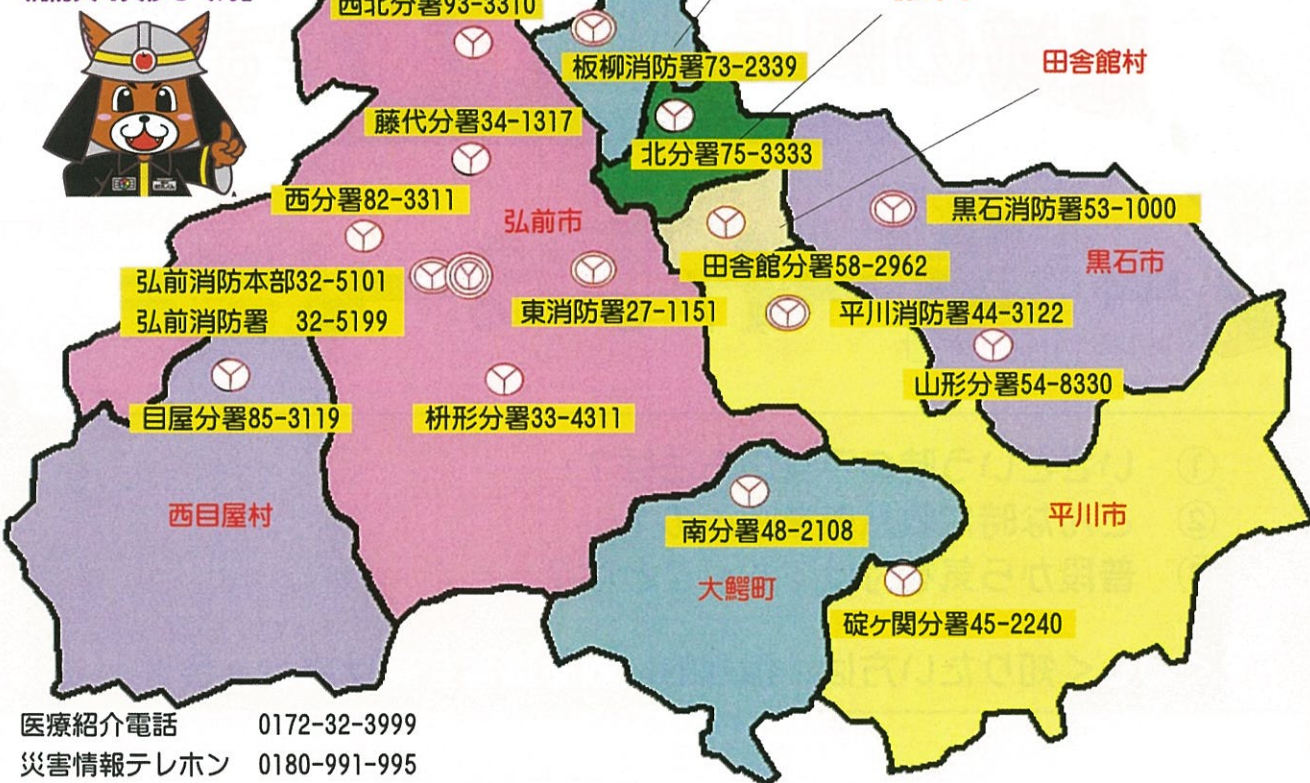
・問い合わせ先 消防本部人材育成課

☎ 32-5109 FAX 33-9117 Eメール jinzai@hirosakifd.jp

ホームページ <http://www.hirosakifd.jp/> にも本制度について掲載しています。

弘前地区消防事務組合管内図及び消防本部等配置図

弘前地区消防事務組合
マスコットキャラクター
消防犬『火けしくん』



医療紹介電話 0172-32-3999

災害情報テレホン 0180-991-995

弘前地区消防事務組合

平成29年3月 発行

消防だより

2017 VOL.2

災害に強いまちづくりをめざす広報誌



弘前消防 重機小隊活動状況

「平成28年台風第10号による災害」で岩手県へ応援出動

平成28年8月30日、大型で強い台風第10号が東北地方太平洋側に上陸し、岩手県では河川の氾濫や土砂災害により多数の犠牲者が出る等の甚大な被害が発生しました。

これを受けて8月31日に総務省消防庁から青森県に対し岩手県久慈市及び岩泉町への応援出動要請があったことから、当事務組合から指揮隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び重機小隊の5隊延べ57人が緊急消防援助隊青森県大隊として出動し、9月9日まで10日間にわたり孤立集落の安否確認や行方不明者の捜索活動等を行いました。

弘前地区消防事務組合管内 火災・救急件数の比較

区分	年	組合全体	弘前市	黒石市	平川市	藤崎町	板柳町	大鰐町	田舎館村	西目屋村	その他
火災件数	27年	132	56	21	19	9	4	4	18	1	0
	28年	83	48	13	10	1	5	1	5	0	0
救急件数	27年	10,047	6,451	1,128	986	438	422	312	230	67	13
	28年	10,077	6,373	1,154	1,029	436	477	358	189	53	8

※ その他・・・管外・高速道路

弘前地区消防事務組合 消防だより 編集・発行/弘前地区消防事務組合
〒036-8203 弘前市大字本町2番地1 ☎32-5101(代表) ホームページ <http://www.hirosakifd.jp/>



防災チャレンジコース開設！！

東消防署3階防災教育室に幼児 & 小学校1～2年生を対象とした『防災チャレンジコース』開設！！
 体を使い楽しく防災が学べるピンクコースとイエローコースがあります。詳細はホームページまたは東消防署へお問い合わせ下さい。



- ▽ 開館時間 午前9時～午後4時
- ▽ 休館日 毎週月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)※月曜日が祝日の場合は開館します。
- ▽ ところ 東消防署3階防災教育室
- ▽ 内容 地震・煙・消火・119番通報・応急手当体験・ロープワーク学習など
 ※ 新設の「防災チャレンジコース」の所要時間は50分。①午前9時30分からと②午前10時30分からの1日2回の開催で完全予約制となっています。ぜひお申し込みください！
- ▽ 利用料 無料
- ▽ 申込み方法 申込書に必要事項をご記入の上、利用希望日の2週間前までに持参、郵送、ファックスまたはEメールで提出して下さい。申込書はホームページからダウンロードできます。

■ 問い合わせ・申込先 東消防署
 〒036-8093 弘前市大字城東中央五丁目6番地11 ☎27-1151 FAX 27-8773
 Eメール higashi@hirosakifd.jp ホームページ <http://www.hirosakifd.jp/bousai/kyouiku/index.html>



あなたは火災の本当の恐ろしさを知っていますか？



すべてを失う住宅火災・・・
 あなたと愛する家族のために、「今」するべきことがある。

住宅用火災警報器の設置は法令で義務付けられています！！

- 119番通報時のお願いです -

急ぐ気持ちはわかりますが、「早く来い！」とだけ言って電話を切られると出動する場所がわかりません。

通報のポイントは・・・

- ☎ 火事か救急かをはっきりと！
- ☎ 住所は番地まで正確に！
 (俗称は使わない)
 ※この時点で消防車や救急車が向かいます。
- ☎ 状況を詳しく！
 応急手当をお願いすることも
 ※別な車を追加で出動させることがあります。
- ☎ 名前と通報している電話番号を！
- ☎ サイレンが聞こえたら、車両の誘導を！
 (応急手当を優先する)



救急車と救急医療は地域の限られた資源です



- ① いざという時の手当の方法は？
- ② どんな時に救急車を呼ぶの？
- ③ 普段から気を付けておくことは？

くわしく知りたい方は、積極的に救命講習を受けましょう！

問い合わせ先：最寄りの消防署又は分署へ